

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（平成27年11月）（令和3年3月一部改定）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（令和4年7月）」に準拠）に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和4年12月19日

青森県知事 三村 申吾

記

1. 業務概要

(1) 業務名

委第5号 青森港長期構想検討業務委託

(2) 業務目的

本業務は、青森港を取り巻く状況及び各種課題等を整理し、青森港における概ね20～30年度を見据えた長期構想の策定に向けての各種検討を行うとともに、概ね10～15年後を目標とした港湾計画の改訂に向けた基礎調査を行い、これらの整理結果をもとに、青森港地方港湾審議会及び交通政策審議会港湾分科会に港湾計画改訂を諮るための資料作成を行うものである。

(3) 主たる業務内容

1) 計画準備

2) 長期構想調査

- ① 青森県及び我が国経済社会の新たな潮流と世界経済を取り巻く環境変化の把握
- ② 青森港への要請と課題の整理
- ③ 今後の展開方向の検討
- ④ パブリックコメント
- ⑤ 青森港長期構想素案の作成

3) 基礎調査・経済影響調査

- ① 港湾計画の基本フレームの作成
- ② 港湾施設規模の検討
- ③ 臨港交通施設計画
- ④ 土地利用計画の検討

4) 港湾計画改訂審議会資料作成業務

- ① 港湾審議会関連資料の作成

5) 報告書作成

2. 業務量の目安

本業務の業務量は 36,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

3. 履行期間

契約締結の翌日（令和 5 年 3 月上旬予定）～令和 7 年 3 月 26 日

4. 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できないものでないこと。
- (3) 日本国内に本店を有していること。
- (4) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格者建設関連業者名簿の下記業種（業務内容）に登録されている者であること。

土木関係建設コンサルタント業務：港湾及び空港

また、当該業務に係る建設コンサルタント登録規程の認定を受けていること。

- (5) 過去 15 年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。（ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。）

土木関係コンサルタント業務：港湾及び空港（ただし、港湾計画、人流・物流計画、経済調査に限る）で 30 百万円以上の履行実績

- (6) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置することができること。

管理技術者及び照査技術者

- ・技術士・建設部門（港湾及び空港）
- ・技術士・総合技術監理部門（建設一般並びに港湾及び空港）
- ・RCCM（港湾及び空港）

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 参加表明書の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付青監第 633 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。

- (11) 参加資格規則第5条の規定により参加する資格があると認定された日から契約の締結の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 技術力評価：企業評価
同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- (2) 技術力評価：技術力評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：管理技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度、実施手順
- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県 県土整備部 港湾空港課 港湾計画・空港グループ
担当：工藤(クドウ)、鎌田(カマタ)、阿部(アベ)
TEL：017 (734) 9674 (直通)
FAX：017 (734) 8194
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和4年12月19日から令和5年2月3日まで青森県県土整備部港湾空港課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。
- (3) 参加表明書の受付期限ならびに提出場所及び方法
令和4年12月28日 午後5時まで
提出は、上記日時までに1部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない。)
- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法
令和5年2月3日 午後5時まで
提出は、上記日時までに1部、港湾空港課港湾計画・空港グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等は問題ないが、電子メール等での提出は認めない。)

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。
ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための紹介窓口：上記7.（1）に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。